

○岩見沢市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱

平成21年5月20日

告示第107号

改正 平成27年3月30日告示第44号

平成28年4月7日告示第88号

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）に基づき、市長が行う長期優良住宅建築等計画（以下「計画」という。）の認定、変更の認定及び地位の承継に関して必要な事項を定める。

(平27告示44・一部改正)

(認定基準)

第2条 計画は、法第6条第1項第1号から第6号までに規定する認定基準に適合するものとする。

2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「法施行規則」という。）第4条に適合し、同条第1号に定める一戸建ての住宅の床面積の合計は75m²とし、同条第2号に定める共同住宅等の一戸の床面積の合計は55m²とする。

3 法第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他地域における居住環境の維持及び向上に配慮する事項は、次のとおりとする。

(1) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に適合するものであること。

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設の区域内に住宅を建築しようとするものでないこと。ただし、市長が長期にわたって存続できると認めた場合はこの限りではない。

(事前審査)

第3条 計画の認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に申請書を提出する前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関に長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査を依頼し、長

期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証（以下「適合証」という。）の交付を受けるものとする。ただし、住宅を新築しようとする場合で、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下単に「住宅性能評価書」という。）の交付を受けている場合は、この限りではない。

2 前項に定める適合証は、法第6条第1項第1号の住宅の構造及び設備に関する基準について、適合することを証したものであること。

（平27告示44・平28告示88・一部改正）

（事前届出等）

第4条 申請者は、市長に申請書を提出する前に、第2条第3項に規定する景観計画、その他条例等に定められている届出等の手続きを完了していなければならない。

（認定申請）

第5条 申請者は、法第5条第1項から第3項に規定する認定の申請をするときは、法施行規則第2条に規定する認定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に併せて法第6条第2項の申出を行おうとする場合には、申請者は前項の認定に必要な図書に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前項の申出に、建築基準法第6条の3に規定する構造計算適合性判定に要する構造計算を含む場合には、同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を受けるものとする。

（平27告示44・一部改正）

（認定申請に必要な図書）

第6条 申請者は、法施行規則第2条に規定する図書のほか、次の各号に定める図書を提出するものとする。

（1） 適合証の原本又は住宅性能評価書の写し

（2） 第2条第3項に定める良好な景観の形成その他地域における居住環境の維持及び向上に配慮する基準に適合することを確認するために必要な届出書等（受付印等のあるもの）の写し

(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「品確法施行規則」という。）第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書の写し

（住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に限る。ただし、住宅型式性能認定書において、品確法第5条に規定する住宅性能評価の申請において明示することを要しないとして指定されたものを省略することができる。）

(4) 品確法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写し

（品確法第40条に規定する住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に限る。ただし、型式住宅部分等製造者認証書の写しを提出した場合にあっては、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものを省略することができる。）

(5) 長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書又は品確法第58条に規定する特別評価方法による証明書の写し

（長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合に限る。）

(6) 法第2条第3項各号に掲げる住宅の部分及び設備について、点検の時期及び内容を定めた図書（維持保全計画書）の写し

（平27告示44・平28告示88・一部改正）

（認定の通知）

第7条 市長は、計画の認定をしたときは、申請者へ法施行規則第6条に規定する認定の通知書を交付する。

（平27告示44・一部改正）

（計画の変更申請）

第8条 申請者は、法第8条に規定する変更の認定の申請をするときは、法施

行規則第 8 条に規定する変更の認定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 第 2 条から前条までの規定は、前項の申請について準用する。

3 申請者は、法第 9 条に規定する譲受人を決定した場合における変更の認定の申請をするときは、法施行規則第 11 条に規定する変更の認定の申請書を市長に提出しなければならない。

(平 27 告示 44・一部改正)

(変更認定の通知)

第 9 条 市長は、法第 9 条に規定する譲受人を決定した場合における変更の認定をしたときは、法第 7 条の規定により、申請者へ変更認定通知書を交付する。

(認定しない旨の通知)

第 10 条 市長は、認定、変更の認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書を申請者に送付するものとする。

(平 27 告示 44・平 28 告示 88・一部改正)

(地位の承継)

第 11 条 法第 10 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する承認を受けようとする者は、法施行規則第 12 条に規定する承認の申請書を市長に提出しなければならない。

(平 27 告示 44・一部改正)

(地位の承継の承認)

第 12 条 市長は、地位の承継を承認したときは、法施行規則第 13 条の規定により、申請者へ承認の通知書を交付する。

(平 27 告示 44・一部改正)

(承認しない旨の通知)

第 13 条 市長は、地位の承継の承認の申請を承認しない場合は、承認しない旨の通知書を申請者に送付するものとする。

(平 27 告示 44・平 28 告示 88・一部改正)

(取り下げ届)

第 14 条 申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、取り下げ届

を市長に提出しなければならない。

(平 2 7 告示 4 4 ・ 平 2 8 告示 8 8 ・ 一部改正)

(取りやめ届)

第 1 5 条 認定計画実施者（計画の認定を受けた者。以下同じ。）は、認定又は変更認定を受けた計画に基づく建築又は維持保全を取りやめるときは、取りやめ届に認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

(平 2 7 告示 4 4 ・ 平 2 8 告示 8 8 ・ 一部改正)

(完了の報告等)

第 1 6 条 認定計画実施者は、認定を受けた計画の住宅の建築工事が完了したときは、認定を受けた計画に従って建築工事が行われた旨を建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士が確認し、速やかに、工事完了報告書を市長に提出しなければならない。

2 法第 1 2 条の規定により市長から報告を求められた認定計画実施者は、認定長期優良住宅状況報告書を市長に提出しなければならない。

(平 2 7 告示 4 4 ・ 平 2 8 告示 8 8 ・ 一部改正)

(改善命令)

第 1 7 条 法第 1 3 条に規定する改善命令は、改善命令書により行うものとする。

(平 2 7 告示 4 4 ・ 平 2 8 告示 8 8 ・ 一部改正)

(認定の取消し)

第 1 8 条 法第 1 4 条第 1 項第 1 号の規定による認定の取消しは、認定取消通知書により行うものとする。

2 法第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定による認定の取消しは、認定取消通知書により行うものとする。

(平 2 7 告示 4 4 ・ 平 2 8 告示 8 8 ・ 一部改正)

(その他)

第 1 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 6 月 4 日から施行する。

改正文（平成 2 7 年 3 月 3 0 日告示第 4 4 号）抄

平成27年6月1日から施行する。ただし、岩見沢市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第6条第1号の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

改正文（平成28年4月7日告示第88号）抄
告示の日から施行する。